

平成30年分 配分金と給与の確定申告について

シルバー人材センターから支給される配分金は、所得税法上では「雑所得」として、また派遣として就業の場合は、「給与所得」として取り扱われます。

以下に該当するような場合は税務署に確定申告の必要があります。

「配分金支払証明書」がご入用の方は、お早めにセンター事務局にお申し出ください。
「源泉徴収票」(派遣)は兵庫県シルバー人材センター協会より郵送いたします。

①年間の収入が配分金収入のみの場合

配分金収入の合計額 < 103万円

→ × 確定申告の必要はありません。

②年間の公的年金等の収入が400万円以下で、かつ配分金収入が以下の場合。

(配分金収入の合計額 - 65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) > 20万円

→ ○ 確定申告が必要になります。

(配分金収入の合計額 - 65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) ≤ 20万円

→ × 確定申告の必要はありません。

③年間の公的年金等の収入が400万円以下で、年間給料(派遣)が以下の場合。

(派遣給料の合計額 - 65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) > 20万円

→ ○ 確定申告が必要になります。

(派遣給料の合計額 - 65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) ≤ 20万円

→ × 確定申告の必要はありません。

④年間の公的年金等の収入が400万円以下で、年間給料(派遣)と配分金収入ある場合

(派遣給料の合計額-65万円) + (配分金収入の合計額-65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) > 20万円

→ ○ 確定申告が必要になります。

(派遣給料の合計額-65万円) + (配分金収入の合計額-65万円) + (公的年金等収入額 - 控除額) ≤ 20万円

→ × 確定申告の必要はありません。

⑤年間の公的年金等の収入が400万円以上ある場合。

→ ○ 確定申告が必要になります。

《ご注意》詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

配分金収入と公的年金以外の収入(例:他の事業所での給与や農業収入など)がある場合、
(配分金・給与-65万円)という計算式が使えない場合があります。